

# 岩手県公会堂保存活用計画 素案の概要について



文化スポーツ部  
文化振興課

## 1 保存活用計画とは

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第六十七条の二に基づく、文化財の保存・活用を進める指針となる基本的な計画。

## 2 策定の目的

令和9年に竣工100年を迎える岩手県公会堂について、次の100年の建物の保存・活用に向け、保存状態や管理状態等の現状と課題・今後の方向性を計画として整理するもの。

## 3 計画の期間

5年間

## 4 検討の経過

学識経験者等からなる「岩手県公会堂保存活用に関する協議会」を設置し検討を行った。

- ・ 第1回協議会：令和7年12月22日
- ・ 第2回協議会：令和8年3月26日
- ・ 現地調査会：令和8年5月18日

「文化財保護法」及び「文化財保護法に基づく保存活用計画の策定等に関する指針」に基づき、以下の構成により作成。

## 第1章 計画の概要

- 1 計画の策定
- 2 文化財名称等
- 3 文化財の概要
- 4 文化財の価値
- 5 文化財保護の経緯
- 6 保護の現状と課題
- 7 計画の概要

## 第2章 保存管理計画

- 1 保存管理の現状
- 2 保護の方針
- 3 施設管理について
- 4 施設修理について
- 5 資料管理について

## 第3章 環境保全計画

- 1 環境保全の現状と課題
- 2 環境保全の基本方針
- 3 区域の区分と保全方針
- 4 防災上の課題
- 5 周辺樹木の管理

## 第4章 防災計画

- 1 防火対策
- 2 防犯対策
- 3 防災設備について
- 4 地震対策
- 5 風水害その他対策

## 第5章 活用計画

- 1 活用の現状
- 2 活用の方針
- 3 建物の活用
- 4 活用に係る整備について
- 5 実施に向けての課題
- 6 活用に向けた計画条件の整備

## 第6章 保護に係る諸手続き

- 1 文化庁への届出を必要とする場合
- 2 文化庁への届出を必要としない場合
- 3 保存活用計画の変更

## 第1章 計画の概要

1	計画の策定
2	文化財名称等
3	文化財の概要
4	文化財の価値
5	文化財保護の経緯
6	保護の現状と課題
7	計画の概要

### 【概要】

計画の基本的な情報である、文化財の名称・概要や価値、保護に向けた取組の状況について取りまとめているほか、文化財の今後の保護に向けた課題等についても併せて整理。

### 【文化財としての価値】

- 本県の文化芸術の拠点・県議会議場として建設
- 創建当時の装飾が残る近代建築として重要な建造物
- 早稲田大学大隈講堂を設計した佐藤功一による設計であり、塔屋中心の左右対称の構造は、岩手県公会堂の2年後に竣工した日比谷公会堂に引き継がれている

### 【保護に向けた主な課題】

- 外壁や躯体に係る改修・修繕を10年以上実施していない
- 大ホールの吊り天井について、落下防止策として補強や改修などが必要
- 大ホールは、冷房が未整備であるほか、暖房性能も低い
- 2階への移動が階段のみであるなど、県民の利便性に配慮した設備が必要

## 第2章 保存管理計画

1	保存管理の現状
2	保護の方針
3	施設管理について
4	施設修理について
5	資料管理について

### 【概要】

保存状況を詳細に整理したほか、外観や各部屋等の「**部分**」について、**厳密な保存を図る部分**や**必要な改変を可能とする部分**等を設定し、保護の方針を整理

### 【保存状況】

- 建物外壁が全体的に劣化しており、スクラッチタイルの剥離が発生している
- 建物2階の諸室の一部で雨漏りが生じている
- 大ホール座席は、老朽化が進行し、長時間の着席に耐えがたい状況となっている。  
また、床面もひび割れが多く発生している

### 【外観や各部屋の保護の方針】

	定義	方針	該当箇所
<b>保存部分</b>	厳密な保存が要求される部分、減築不可とする部分	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 原則保存又は復原</li> <li>• やむを得ない改修の場合は、文化財保護に向けた配慮を十分に行う</li> </ul>	主な外観、各会議室、大ホール 等
<b>保全部分</b>	必要な改変が可能な部分	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 活用または安全性の向上のための整備を行う</li> <li>• 価値を維持するため、最低限の配慮が必要</li> </ul>	事務室、便所 等

※このほか、壁面・天井・建具等については「部位」として個別に保護の方針を整理

## 第3章 環境保全計画

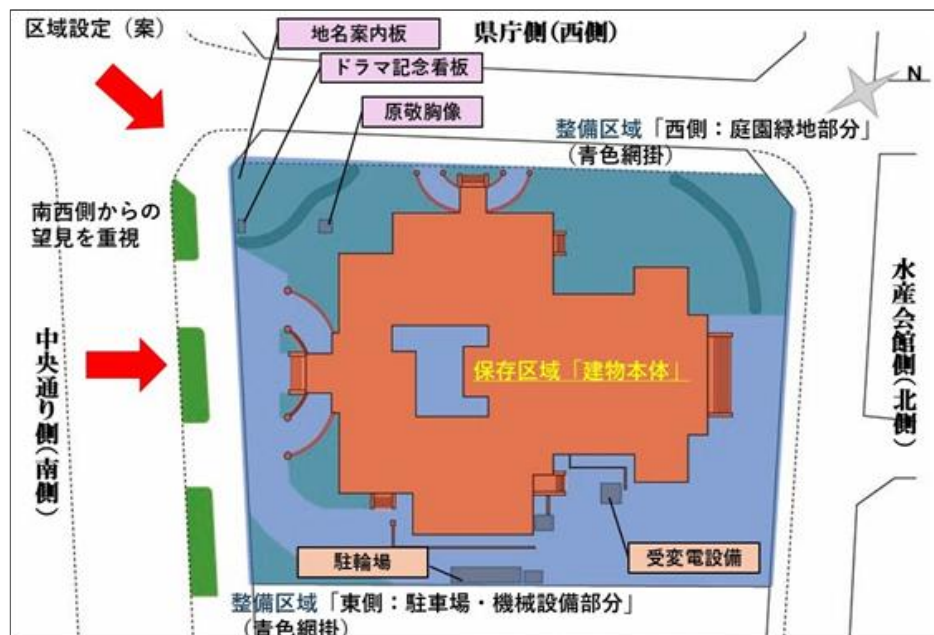
- |   |            |
|---|------------|
| 1 | 環境保全の現状と課題 |
| 2 | 環境保全の基本方針  |
| 3 | 区域の区分と保全方針 |
| 4 | 防災上の課題     |
| 5 | 周辺樹木の管理    |

### 【概要】

敷地内の緑地や植栽、工作物(銅像・碑等)の管理の状況等について整理し、敷地内を「区域」で分類するとともに、今後の保全に向けた方針を整理

### 【区域の設定】

区域	保全の方針	設定箇所
保存区域	厳密な保存を実施	建物部分
整備区域	歴史的環境に配慮しながら、植栽（樹木の植替え等含む）や工作物の管理を実施	西側：緑地庭園部分
		東側：駐車場・機械設備部分



## 第4章 防災計画

- |   |          |
|---|----------|
| 1 | 防火対策     |
| 2 | 防犯対策     |
| 3 | 防災設備について |
| 4 | 地震対策     |
| 5 | 風水害その他対策 |

### 【概要】

過去の防犯や防災に関して、被害の履歴をまとめるとともに、今後の防犯対策、防災に向けた予防措置等の方針について整理

### 【現状と対応方針】

	現状	対応方針
防火	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物は鉄筋コンクリート造で燃焼性は低いものの、内装は木製が多く燃焼性が高い</li> </ul>	防火対策として、防火管理者を選任して管理を実施
防犯	<ul style="list-style-type: none"> <li>建具が老朽化し、破壊と進入が容易に可能</li> </ul>	現状の常駐警備を継続
耐震	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成10年の建物躯体の耐震診断により、耐震性は概ね問題ないとされたが、それから25年以上が経過している</li> <li>令和5年度に行った調査では、大ホールの吊り天井の脱落防止策が必要とされた</li> </ul>	大ホール吊り天井は、利用者の安全を最優先に改修を検討
風水害	<ul style="list-style-type: none"> <li>公会堂の所在地域は、中津川の浸水想定で0.5m以上～3.0m未満の浸水が想定されている。</li> </ul>	被災防止のため、排水対策、浸水対策の実施を検討

## 第5章 活用計画

1	活用の現状
2	活用の方針
3	建物の活用
4	活用に係る整備について
5	実施に向けての課題
6	活用に向けた計画条件の整備

### 【概要】

県民の興味関心の向上を図り、更に幅広い利活用の実現に向けて、今後の活用方針を整理するとともに、必要と見込まれる施設・設備整備の方向性について整理

### 【活用方針】

- 各会議室は、これまで同様会議室としての貸出を行う
- 大ホールは、建築当初は多目的ホールであったことを念頭に、これまでの劇場としての機能に加え、広い空間を活用した多目的ホール化を目指す
- 見学順路の設定を検討する

### 【施設・設備整備の方向性】

- 大ホール
  - ✓ 多目的ホール化に向けて座席撤去・床フラット化を図る
  - ✓ 冷房が無いことから、空調・換気設備を設置する
- その他の諸室
  - ✓ 文化財的価値向上を含む改修を見据えた検討を継続する
  - ✓ 利用者の利便性の向上に向けて、諸室の設備整備を進める

## 第6章 保護に係る諸手続き

- |   |                  |
|---|------------------|
| 1 | 文化庁への届出を必要とする場合  |
| 2 | 文化庁への届出を必要としない場合 |
| 3 | 保存活用計画の変更        |

### 【概要】

保存及び活用に係る改修等を行う場合に必要となる主な手続きについて、文化財保護法に基づいて整理

### 【文化庁への届出を必要とする場合】

登録文化財の価値に影響を及ぼす場合（外観の1/4以上を変更する場合）には、現状変更を文化庁に対して届け出る必要がある。（文化財保護法第64条第1項）

### 【保存活用計画の変更】

工事等により変更があった場合など、必要と認められる場合に本計画を改訂する。改訂内容については、文化庁と事前に協議し、合意を形成した上で行う。